令和2年第1回葛城市議会定例会会議録(第1日目)

 3. 出席議員15名
 1番 杉 本 訓 規
 2番 梨 本 洪 珪

 3番 吉 村 始 4番 奥 本 佳 史

5番 松 林 謙 司 6番 谷 原 一 安

7番 内 野 悦 子 8番 川 村 優 子

11番 西 井 覚 12番 藤井本 浩

13番 吉 村 優 子 14番 下 村 正 樹

15番 西 川 弥三郎

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副 市 長 松山善之 長 杉澤茂 教 育 企 画 部 長 Ш 正人 吉 安 総務部長 吉 村 雅 央 市民生活部長 前 村 芳 都市整備部長 松本秀樹 產業観光部長 早 田 幸介 保健福祉部長 巽 重 こども未来創造部長 中井 浩 子 人 英 上下水道部長 昌 治 教育部長 森井敏 西

会計管理者 門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長岩水睦治
 書記
 吉村浩尚

 書記
 高松和弘
 書記
 福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉 本 訓 規 15番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 施政方針について

- 日程第4 報第 1 号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について 日程第5 議第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整備に関する条例を制定することについて 日程第6 議第 2 号 葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについて 日程第7 議第3号 葛城市景観条例を制定することについて 議第 4 号 葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについ 日程第8 7 議第 5 号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて 日程第9 日程第10 議第 6 号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて 日程第11 議第 7 号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて 議第 8 号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め 日程第12 る条例の一部を改正することについて 日程第13 議第 9 号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて 日程第14 議第10号 葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 することについて 日程第15 議第11号 権利の放棄について 日程第16 議第12号 令和元年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について 日程第17 議第13号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決 について 日程第18 議第14号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決に ついて 日程第19 議第15号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決につ いて 日程第20 議第16号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号) の議決について 日程第21 議第17号 令和元年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について 日程第22 議第18号 令和2年度葛城市一般会計予算の議決について 日程第23 議第19号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第20号 令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について 日程第25 議第21号 令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について 日程第26 議第22号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決につい 7 日程第27 議第23号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について 日程第28 議第24号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決につ いて 日程第29 議第25号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について 日程第30 議第26号 令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決について

日程第31 議第27号 令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時30分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和2年第1回葛城市議会 定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の令和2年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきお願いいたします。

本日、令和2年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご 出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、令和2年度当初予算を初め、多くの 重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして議会運営が円滑 に進行できますようお願い申し上げます。

葛城市議会では、本定例会より、会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事 日程記載の日程第4から日程第31までの28議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省 略いたします。また、条例改正議案の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承 知おきお願いいたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元 に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いいたします。

次に、閉会中に開催されました2つの特別委員会の審査状況について各委員長より報告願います。

まず初めに、旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について報告願います。 12番、藤井本浩君。

藤井本旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました第19回から第21回までの旧町時代における未処理金調査特別 委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、第19回目の委員会については、1月24日に開催し、葛城市が未処理金を歳計外会計 として保管するに至った経緯と法的根拠に関する事項について確認するため、阿古市長を次 回の委員会で証人尋問するため、必要な事項を議決いたしました。

次に、第20回目の委員会については、1月31日に開催し、阿古市長に証人として、市が未 処理金を歳計外会計として保管するに至った経緯と法的根拠に関する事項について証言をい ただいております。

次に、第21回目の委員会については、今月3月4日に開催し、葛城市が未処理金を歳計外 会計として保管するに至った経緯と法的根拠に関する事項と、また平成30年5月7日付、農 林課職員から契約書発見に関する報告書に関する事項について確認するため、松山副市長を 次回の委員会に説明員として出席を要求するため、必要な事項を議決いたしました。

以上で、閉会中に開催いたしました当委員会の審査状況についての報告といたします。

下村議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について報告願います。

1番、杉本訓規君。

杉本議会改革特別委員長 改めまして、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中 に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては、2月10日に開催し、議会改革に関する事項等についてと題し、葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準(案)や議員研修について協議を行っております。

まず、会議における情報通信機器の使用基準につきましては、これまでの委員会で、個人の所有、使用しているタブレット端末等の本会議や委員会への持ち込みについては、認めることを決定いただいておりましたので、その使用基準の内容や実施時期について協議を行いました。

委員会では、会議中にタブレット等を使用することを、会議を視聴している市民の方にも わかるように周知すべきである。また、使用基準の目的外に使用した場合の違反行為に対す る措置について、厳格に運用すべきであるという意見がありました。

当該会議の長である議長や委員長の判断や口述により、まずはこの使用基準の内容で実施 していくこととし、必要に応じて使用基準の見直しを行っていくことでご了承いただいてお ります。

実施時期につきましては、3月の定例会の初日から使用できるように、施行期日を令和2年3月6日とし、定例会前に開催いたしました議会運営委員会に報告し、ご承認をいただいております。

次に、議員研修につきましては、今後も引き続き適切な時期に議員研修が実施できるよう、 研修テーマや実施方法を検討していくことを確認いたしました。

以上で、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況について報告といたします。

以上です。

下村議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております3件で ございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたし ます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位

におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより市政の推進に関しましては多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

まず、新型コロナウイルス対策についてでございますが、随時、新型コロナウイルス対策 調整会議を開催しながら、国の基本方針に基づき、最大限の感染症対策を行っております。 市内では、現在、感染者の報告はございませんが、今後も引き続き感染症対策を行うととも に、市民の皆様に正確でわかりやすい情報をお知らせするよう努めてまいります。

さて、本定例会におきましては、報告案件が1件、条例改正や一般会計及び特別会計におきます令和元年度補正予算並びに令和2年度当初予算などが27件、合計28件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

市民の皆様お一人お一人にとりましては、住みよいまちづくりの実現に向け、市役所職員 全員が一丸となって、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる次第でございます。 令和2年度の施政方針におきまして、市長として私の所信を申し述べたいと考えております ので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ よろしくお願い申し上げます。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、杉本訓規君、15番、西川弥三郎 君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。それでは、令和2年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月25日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から令和2年度の施政方針がございます。

次に、日程第4、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により、質疑のみを行います。

次に、日程第5、議第1号から日程第14、議第10号までの条例の制定及び一部改正10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査を願います。総務建設常任委員会には議第1号、議第3号、議第4号、議第6号、議第9号の5議案を、厚生文教常任委員会には議第2号、議第5号、議第7号、議第8号、議第10号の5議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第15、議第11号の権利の放棄につきましては、上程し、その内容説明を受けた 後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第12号から日程第21、議第17号までの補正予算6議案と日程第22、議 第18号から日程第31、議第27号までの新年度予算10議案の予算関係16議案につきましては、 一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査 を付託いたします。

以上で1日目は散会といたします。

なお、今回提出されております旧町時代における未処理金調査特別委員会の令和2年度調査経費に関する決議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の採決終了後に上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期については、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月6日から26日までの21日間とし、9日午前10時より本会議、一般質問を行います。10日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査について、審査をお願いいたします。13日は午後1時より予算特別委員会を開催し、補正予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。17日、23日は午前9時30分から、18日、19日は午後1時より予算特別委員会を開催し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。また、旧町時代における未処理金調査特別委員会が25日午後1時30分より開催されることになりましたので、ご報告いたします。24日は予備日とし、26日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行い、そして、先ほど申し上げました議員提出議案の審議を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしておりますとおり3 件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご協力、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上 げます。

下村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から26日まで の21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から26日までの21日間とすることに決定

いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より令和2年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、令和2年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに、 衷心より感謝を申し上げます。

ここに、新年度の当初予算案初め、重要案件のご審議をお願いするわけでございますが、 市政に取り組む私の所信をまず申し述べ、議員の皆様並びに市民の皆様のご支援とご協力を 賜りたいと存じます。

今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される記念すべき年でございます。また、2021年には関西ワールドマスターズゲームズ、2025年には国際博覧会として大阪・関西万博が開催されます。これらのビッグイベントにより、関西が世界的にも注目されますので、本市の魅力を国内外にアピールできる絶好の機会と捉え、葛城市の発展につながるよう努めてまいります。

また、本年は、平成28年10月から私が葛城市政をお預かりさせていただいて4年目を迎えるわけでございます。この間、市民第一のまちづくりを根底に据え、災害に強いまちづくりの実現を最重点課題に掲げるとともに、高校生の医療費助成制度の実現や、こども未来創造部の創設を初めとした子育て教育の環境整備、観光産業、地域の活性化などに全力で取り組んでまいりました。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生している中、本市におきましても、平成29年及び平成30年に、市内各所で台風による甚大な被害が発生したところでございます。このような災害から市民の皆様の大切な生命や財産を保護することが最重要課題と考え、防災行政無線戸別受信機の整備、治水対策事業等に加えまして、指定避難所の耐震化や空調設備設置による環境整備を行いましたが、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。

また、あらゆる世代の市民の皆様が安心して暮らせる行政サービスを提供していく観点から、自主財源を安定的に確保し、財政の健全性を維持していくことが必要と考えております。 子育て世帯を中心とした、ほかの自治体からの転入者が増加傾向にあり、葛城市が立地条件 に恵まれた地域であることを踏まえ、人口5万人チャレンジを目標に掲げ、「住みたいと思 うまち 住んでよかったと思えるまちづくり」に取り組んでまいります。

東洋経済新報社が全国812市区を対象に公表している住みよさランキングで、葛城市は全国第34位という高評価を得ております。さらに、住みよいまちづくりを進めていくために、葛城市第2期総合戦略の策定を行うとともに、今後も福祉医療の充実や子育て、教育の環境整備を行ってまいります。加えて、市内における働く場所の確保のため、豊かな自然環境を生かした農業振興、歴史遺産を活用した滞在型の観光振興と連動しての宿泊施設誘致等による雇用創出にも積極的に取り組んでまいる所存でございます。

また、国内でも感染者が増加している新型コロナウイルスへの対応につきましては、国の対策本部における方針等に沿って、最大限の感染症対策を行っております。今後も最新で正確な情報収集に努め、随時、本市の新型コロナウイルス対策調整会議を開催し、情報共有するとともに、迅速かつ的確に対処してまいります。また、必要な情報を市民の皆様にお知らせしてまいります。

それでは、新年度の主要施策の概要につきましてご説明を申し上げます。

1つ目といたしまして、調和・共助~多種多様な価値観が共存するまち~。

(1) 市民みんなが活躍できる社会の構築、地域福祉計画の策定でございます。

昨今、福祉分野において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域住民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、公的な福祉サービスと協働する地域共生社会の実現を目指すことが必要とされております。本市におきましても、地域共生社会の実現に向け、第1期地域福祉計画を策定し、さまざまな分野との連携による地域づくり、共生の文化が広がるまちづくりを推進してまいります。

在宅医療・介護連携推進事業についてでございます。医科、歯科、薬科などの医療と介護の両方を必要とする高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくことができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の実現を目指します。このために、医療介護関係者の顔の見える関係づくりを目指した多職種連携研修会の開催や、病院から在宅等へのスムーズな支援を行う入退院調整ルールの周知、運用を進めてまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業についてでございます。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態等の高齢者の自立促進や、重度化防止を一層推進してまいります。また、介護予防リーダーの育成を図り、地域での通いの場となる自主運動教室の継続や立ち上げを支援するなど、いつまでも健康で生き生きとした暮らしが続けられることを目的とした事業を展開してまいります。

ふれあい収集事業でございます。令和元年度から実施しておりますふれあい収集につきま しては、みずからごみを出すことが困難な世帯に対する生活環境の保全及び福祉の増進を図 るため、周知を行いながら、引き続き実施してまいります。

障がい福祉の充実についてでございます。障がい者福祉につきましては、障がい者がみずから望む地域生活を営めるよう、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、生活と就労に係る支援の一層の充実を図るとともに、高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、引き続き取り組んでまいります。あわせて、障がい

児福祉につきましても、児童福祉法に基づき、障がい児支援の多様なニーズにきめ細かく対応するため、サービスの質の確保、向上に向けた体制構築に引き続き取り組むとともに、今後も市民の皆様に正確な情報を迅速に提供してまいります。さらに、さまざまな障がい特性や障がいのある方の困っていることについて、市民の理解を促進することで、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、誰もが暮らしやすい地域社会の構築に取り組んでまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業についてでございます。特別な支援を要する子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで、切れ目のない支援を行うことを目的に、子ども・若者支援地域協議会を設置しております。この協議会の障がい支援部会を中心に、教育、保健、福祉、労働部局等の関係機関が連携して支援を行う仕組みを構築してまいります。就学前に、幼児健診時の臨床心理士による相談や発達相談、更に保育所、幼稚園、小学校、中学校での臨床心理士による巡回相談などで継続的に支援ができるよう取り組んでまいります。令和元年度に未就園児を対象に実施しておりました療育教室を未就学児に拡大いたしました。また、平成30年度に作成いたしました子どもの特性や支援内容等をまとめたかつらぎつながるブック、サポートブックを活用し、学齢期の特別支援教育につなげ、切れ目のない支援に取り組んでまいります。新年度におきましては、保護者や保育所、幼稚園、小学校、中学校からのニーズの高い臨床心理士による巡回相談の充実に努めてまいります。

人権尊重についてでございます。部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法の施行など、人権擁護の法整備が進む一方、インターネット上での人権侵害やヘイトスピーチの横行など、さまざまな社会問題が惹起しております。市民一人一人が人権を自分自身の問題として捉え、正しく理解し、社会的弱者を置き去りにせず、当たり前のように命と人権が守られるよう、講演会や市民講座等の教育啓発を行い、関係機関、団体等と連携し、人権尊重の精神が基盤となったまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画事業の推進についてでございます。平成31年3月に策定いたしました第2次 葛城市男女共同参画基本計画に基づき、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男 女共同参画のまち」を目指し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、女性の活躍を支援し、 男女共同参画社会の更なる推進に努めてまいります。特にDVは重大な人権侵害であり、子 どもに対してもはかり知れない影響を及ぼすものでございます。女性の悩みに寄り添うとと もに、当市でデザインいたしましたパープル・オレンジリボンバッジを着用し、DVと児童 虐待の防止の啓発を行ってまいります。

生活困窮者等への支援でございます。生活困窮者等の仕事がなかなか見つからない、住むところがなくなりそうなどの相談に、専門職員が相談者に寄り添いながら包括的に対応するとともに、個々の状況に合わせた支援プランを作成し、他の関係機関とも連携して、生活再建まで継続的に支えてまいります。また、社会とのかかわりに不安があるなど、直ちに就労等が困難な方に対しましては、一般就労に向けた計画的かつ一貫して実施される基礎能力形成段階からの支援に引き続き取り組んでまいります。

合同企業説明会についてでございます。就業支援策として、働きたい人が働けるまちづく

りを実現するため、企業、事業所と求職者のマッチングの場を創出することを目的に、合同 企業説明会を開催いたします。各企業の担当者から求職者に企業情報や業務内容等の説明を 直接行っていただくことで、就業内容の理解がより深まり、就業後のミスマッチを減少させ るなど、職場への定着率の向上を図ってまいります。同時に、関係機関による個別相談も実 施し、求職者の支援を行ってまいります。なお、求職者には職種や勤務体系等についての選 択肢の増加が、企業においてはよりよい人材の確保が図れるよう、近隣市と共同で開催して まいります。

大きな2つ目の項目でございます。(2)豊かな自然の保全継承でございます。

再生可能エネルギーの利活用についてでございます。安心・安全なまちづくりとCO2排出量抑制、脱炭素化による地球環境に優しいまちづくりに対する環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業に取り組んでまいります。この事業は、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備を整備するものです。本市では、地震や台風等による長期停電に備え、災害対策本部を設置する新庄庁舎において太陽光発電システムと蓄電池の整備を、指定避難所であるゆうあいステーションにおいてコージェネレーションシステムの整備を行います。また、新エネルギー等システム設置補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置に対して、引き続き補助を行ってまいります。

ごみの減量化・リサイクルの推進についてでございます。新クリーンセンターの稼働開始 から3年が経過いたしました。稼働開始と同時に始めましたプラスチック製容器包装の分別 も、市民の皆様のご協力で順調に進んでおります。また、令和元年度に建設いたしました葛城市リサイクルプラザが新年度から稼働いたしますので、より一層、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ってまいります。

美しいまちづくりの推進についてでございます。生活環境を保全し、美しいまちづくりを 推進するため、違反簡易広告物追放推進団体等による貼り紙等の違反広告物の除去活動を推 進いたします。また、引き続き市内一斉清掃等の実施を支援するとともに、各地域の環境委 員のご協力により、不法投棄の監視体制を強化してまいります。

各種森林、林業施策についてでございます。森林環境税事業による施業放置林整備事業、 獣害に強い里山づくり事業を実施し、森林の保全と野生獣による農作物の被害防止に引き続き努めてまいります。次に、森林環境譲与税事業による森林整備事業といたしまして、被害 木の伐倒駆除を行い、ナラ枯れの拡大防止に取り組んでまいります。また、乳幼児期から木に接し、自然素材を感じ、豊かな心を育む木育推進事業について、吉野町と相互連携協定を 結んでおり、引き続き取り組みを実施いたします。

景観計画策定事業についてでございます。本市の山麓地域には、歴史文化遺産や良好な田園農村風景等の景観資産が多数存在し、葛城市都市計画マスタープランでは、山麓景観保全誘導ゾーンとして位置づけ、その保全を図ることとしております。これの実現に向け、景観行政団体に移行するとともに、本市の特性に応じた葛城市景観計画を策定し、山麓景観の一

層の保全を進めてまいります。主な内容といたしましては、平成30年度に策定いたしました 葛城市景観形成方針をもとに、山麓景観保全誘導ゾーン及びその東側沿道を本市における重 点景観形成区域に設定し、建築行為等を行う場合の形態、または色彩その他の意匠、高さの 最高限度等について独自のルールを定め、葛城市らしい景観行政を進めてまいります。

吸収源対策公園緑地事業についてでございます。葛城市緑の基本計画における総合的な緑地の配置計画に基づき、計画的な公園整備を行うとともに、市民の皆様にとって潤いのある生活環境づくりを進めるとともに、地域のコミュニケーションの場を創出する事業を引き続き実施してまいります。また、しあわせの森公園につきましても、引き続き彩りのある植栽を行い、市民の皆様や来訪者の方々の憩いの場として整備をしてまいります。

公園施設長寿命化対策支援事業についてでございます。都市公園施設の老朽化に伴う更新 費用が今後増大し、市の財政を圧迫することが予想されることから、葛城市公園施設長寿命 化計画に基づき、施設の更新等を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、 適正管理により公園利用者の安心・安全を確保してまいります。

大きな3つ目でございます。(3)歴史・文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護・活用についてでございます。歴史文化遺産を守り、後世に伝えるため、市内各所の国宝重要文化財等の指定文化財の保存修理等に対する事業助成や、史跡地の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査を実施してまいります。また、歴史博物館においては、春季企画展として、「古代葛城の集落遺跡」と題する展示会を開催いたします。令和元年度に脇田遺跡の再整理が終了し、その調査成果が公表されました。古墳時代中期の飛躍は、この地域に居住した人々によって支えられ、葛城山麓地域を語る上で、脇田遺跡は欠くことができないもので、人々が生活した痕跡から古墳時代の葛城山麓地域について考え、その成果を市民の皆様にご紹介してまいります。さらに、秋季特別展として、「飯豊皇女と古墳時代の女性像」と題する展示会を開催いたします。古墳時代において女性の果たした役割は大きいことから、衣装等、当時の女性を想像させる実物資料や忍海部、飯豊陵などをキーワードに、古事記や日本書紀に記述のある古墳時代中期後半に活躍した葛城出身の女性、飯豊皇女に関連する資料について収集し展示いたしますので、ぜひともご観覧いただけたらと存じます。

すむなら葛城市住宅取得補助事業についてでございます。国内の多くの自治体で人口減少が進む現在、本市では人口が増加傾向にあります。今後も人口の安定した増加を維持していくために、引き続き、すむなら葛城市住宅取得補助事業を実施してまいります。

- 2. 壮健・学習~心と体が健やかに育まれるまち~についてでございます。
- (1) 誰もが生涯健康で過ごせるまちづくりについて。

各種検診の実施についてでございます。2025年、我が国では、第一次ベビーブームに生まれた団塊の世代の方が全て75歳以上となり、超高齢社会は新たな局面を迎えます。今後、福祉医療等に対するニーズは、ますます多様化していくことが予想されます。このニーズに対応するため、健康を維持する健康寿命の延伸や、充実した医療提供体制の確保に取り組んでまいります。具体的には、一番の死亡原因であるがんについて、市民皆様が早期発見、早期治療により完治できるよう、医療機関でのがん検診や、特定健康診査と同時に実施する集団

セットけんしんを引き続き実施してまいります。休日実施や、託児できる日を設けるなど、 受診しやすい体制を工夫するとともに、がん検診対象者への勧奨、再勧奨を積極的に実施し て、受診者の増加を目指し、がんで亡くなることの予防につなげてまいります。また、生活 習慣病を原因とする死亡者が、がんによる死亡を除く死亡者全体の3分の1と言われており ます。生活習慣病の早期発見等のために特定健康診査を実施しており、年々受診者が増加し ております。この健診で見つかった生活習慣病のリスクが高い方に対して、健康教育、運動 教育、健康相談等の支援を行ってまいります。

免疫消失者に対する再接種助成事業。骨髄移植手術等により、既に接種された予防接種の 抗体が消失し、再度自費で接種する必要が生じる場合がございます。このような場合の経済 的、精神的負担の軽減を図るために、定期予防接種の再接種費用助成を継続して実施してま いります。

生活支援体制整備事業についてでございます。互助を基本とした高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的として、市内に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置しております。また、有識者、民生委員、区長会の代表者等で構成される市内全域を対象とした第1層協議体及び地域の有志の方々で構成される中学校区を対象とした第2層協議体を設置し、葛城市社会福祉協議会とともに、地域での支え合い、助け合いを目的としたワークショップの開催と連動させながら、地域における仕組みづくりを支援し、高齢者の社会参加や介護予防の推進等を図ってまいります。

一般不妊治療費助成事業についてでございます。出産を望み、不妊治療を受けられる方が増加しております。このようなご家庭の経済的な負担を軽減するために、一般不妊治療に要する費用の一部を令和元年度に引き続き助成するとともに、今まで把握できていなかった不妊に悩まれるご夫婦の心のケアについても取り組んでまいります。

新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業についてでございます。生後早期に聴覚障がいが発見され、適切な治療や支援を受けることにより、コミュニケーションや言語発達等を促すことができることから、新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成を行い、検査が受けやすい体制を整えてまいります。

多胎妊婦に対する妊婦健康診査の拡充についてでございます。これまで妊婦健康診査の補助は、妊娠1回に対して上限14回としてまいりましたが、多胎妊娠の妊婦に対し、妊婦健康診査の補助券の追加発行を行い、多胎妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

乳幼児等医療費助成事業についてでございます。これまで子どもの疾病の早期発見と早期 治療を促進するとともに、子育て家庭への経済的支援を目的として、出生から中学校卒業ま での子どもの医療費助成を実施してまいりましたが、本市では令和元年度から対象年齢を18 歳にまで引き上げ、制度の更なる充実に取り組んでいるところでございます。また、未就学 児の場合は、これまで自動償還方式を採用していたため、医療費にかかる自己負担金を一旦 全額医療機関窓口でお支払いいただく必要がございましたが、令和元年8月からは、現物給 付方式を採用することにより、窓口において一部負担金のみお支払いしていただく形となり、 経済的負担が減ることで、子育て家庭の支援の一助になっているものと考えております。なお、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭への医療費助成につきましても、引き続き 実施をしてまいります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療制度についてでございます。国民健康保険につきましては、国民皆保険の中核として、市民の皆様の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や医療費の増加、保険税収入の減少等により、厳しい財政運営が続いております。現在、国民健康保険制度は、安定した制度運営を図るため、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うこととされており、国民健康保険制度の大きな枠組みは都道府県単位となっておりますが、資格の管理、保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保健事業の実施等、皆様に身近な業務につきましては、これまでどおり市町村が主体となって実施してまいります。保健事業におきましては、現在継続して、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図ることを目的に、特定健康診査、特定保健指導に取り組んでおります。新年度も第3期葛城市特定健康診査等実施計画、第2期葛城市国民健康保険保健事業実施計画に沿って、受診勧奨事業や節目年齢対象者への無料クーポン券の交付等により、受診率の向上に取り組むとともに、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを中心とした保健指導事業の充実に努め、市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守るとともに、医療費の適正化を図り、奈良県と連携して、国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年の制度発足以来、奈良県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者の皆様が適切な医療サービスを受けることができるよう努めております。また、これからますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、医療費適正化や、健康保持増進のための保健事業を積極的に推進し、制度の円滑、適正な運営が継続できるよう取り組んでまいります。

(2) 教育・学習による未来の市民づくりについてでございます。

子ども・若者支援事業です。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、引きこもりなど、社会的に困難を有する子ども・若者を支援するため、ワンストップ総合相談窓口として、こども・若者サポートセンターが切れ目のない支援及び情報の一元管理を引き続き行ってまいります。これまで、子育てが困難な状況にある方には、こども・若者サポートセンターが、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携し、子どもの健全育成を図る支援を行ってまいりました。さらに、令和元年度では、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども、妊産婦の福祉に関して必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭等からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務に取り組んでおります。新年度は、相談や困難を有する子ども、保護者のケアに対応するため、こども・若者サポートセンターでの相談業務の充実に努めてまいります。

地域で支える子育てについてでございます。平成27年度から始まりました子ども・子育て 支援制度のもと、教育、保育、地域の子育て支援の充実を図り、子どもと子育て家庭を市と 地域全体で支援する環境整備を進めてまいりました。令和元年度には、今後5年間の子育て 支援施策の方向性と目標を定める第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子 どもたちの未来と笑顔を育む安心して子育てが続けられるまち 葛城」を理念に、第1期の 考え方を継承しつつ、全ての子どもと家庭に対し、求められるニーズに応じた多様かつ包括 的な子育て支援の充実を図ってまいります。また、妊娠期から出産期、乳幼児期、学童期、 青年期へと、切れ目のない細やかな子育て支援を引き続き推進してまいります。

子育て支援センターを拠点に実施している子育て支援事業は、未就園児とその保護者に居場所をつくり、子育で中の不安や負担の軽減と、子育で仲間をつくることを目的に、児童館などと連携して、つどいの広場、おでかけ広場、年齢別つどいなどの事業を実施しております。令和元年度に実施したニーズ調査の結果と要望を踏まえ、子育で支援センターと磐城児童館で実施しているつどいの広場の開催回数をふやし、子育で支援の一層の充実を図ってまいります。また、子育でサークルの育成など、子育で中の親のネットワークづくりの支援や、BPプログラム、親子の絆づくりプログラムも引き続き実施し、子育で不安を軽減するとともに、孤立を防ぎ、虐待の予防につなげてまいります。地域共生社会の実現に向け、子どもは地域で守り育てるという考えのもと、誰もが安心して子育でができるよう、今後も地域の民生委員の皆様を初め、子育で支援ボランティア、ファミリーサポート援助会員のご協力も得ながら、地域全体で子育でを見守り、支える環境づくりを推進し、啓発してまいります。

保育所事業についてでございます。本市における子どもの人口は近年増加傾向にあり、共働き家庭の増加や核家族化が進む中、子育て世帯の保育ニーズは増加しております。令和元年10月から保育の無償化も実施され、新年度の保育所入所希望者数は例年を大きく上回る状況でございますが、保育士の確保に努め、保育ニーズに対応してまいります。また、令和元年度に磐城第二保育所のリズム室を保育室に改修し、新年度に向け、受け皿の拡大を図ったところでございます。しかしながら、市内の宅地開発等の現状を勘案いたしますと、今後も保育ニーズの増加が予想されます。特にニーズの高い0歳から2歳児の受入れには、保育所施設の整備も必要と考えております。市内私立保育園とも、なお一層、連携を密にして、施設整備なども検討に入れながら、継続した受け皿の拡大を図ってまいります。一方、待機児童の解消には、保育士の確保が喫緊の課題となっております。引き続き、働き方改革と魅力ある保育の職場環境づくりに努めることで、保育士の安定確保を図ってまいります。加えて、新年度から保育人材確保に向けた新たな事業、潜在保育士等再就職支援登録事業を実施いたします。保育士資格を持つ未就職者や離職者を対象とした人材発掘事業で、登録のための講習会や一日職場体験の機会を通じて、働き方改革が進んでいる現在の保育現場を知っていただき、就職へのハードルを低くすることで、市内保育所への勤務につなげてまいります。

また、病児保育事業では、新たに香芝市とも提携を行い、病児保育所を大和高田市内と香芝市内の2カ所に設けることで、利便性の向上を図ってまいります。一時預かり事業や延長保育事業も引き続き実施し、保育サービスの安定提供を図ってまいります。

学童保育事業についてでございます。学童保育事業につきましては、平成31年4月から磐城小学校区学童保育所を開設し、更なる充実を図っております。また、新年度の学童保育所

入所申込数は、定員を大きく上回る状況でございます。これにつきましては、専用施設と隣接する小学校施設を使用し、全ての児童の受入れができるよう対応してまいります。特に入所希望者の増加が著しい新庄小学校区学童保育所につきましては、現在、小学校図書室2室を使用し、専用施設を含めた3カ所で学童保育所を運営している状況でございます。今後も児童数の増加が見込まれること、また小学校に空き教室がない状況から、令和3年度に新庄小学校区新学童保育所の建築を行う予定で計画を進めております。放課後において、共働き家庭の子どもたちが安心して過ごせる生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成が図れるよう、引き続き学童保育所の環境づくりに努めてまいります。また、シルバー人材センターの方々との世代間交流や、令和元年度から実施しております国際交流員との英語体験学習も継続してまいります。

母子保健型利用者支援事業についてでございます。安心して妊娠、出産、育児ができるよう、子育て世代包括支援センターの機能を包含した母子保健事業を展開することにより、切れ目のない支援の充実に努めてまいります。妊娠届出時には、保健師等の専門職が面談し、妊娠、出産、育児に関する相談や情報提供を行い、その後も、関係機関と連携しながら支援をしてまいります。妊娠期は口腔トラブルを引き起こしやすい状況にあり、とりわけ歯周疾患は早産となるリスクもあることから、妊婦歯科健康診査を引き続き実施し、妊婦健康診査、両親教室、ペアレンツクラブとともに、妊婦やその家族へのサポートを手厚く実施してまいります。また、出産後に、保健師、助産師、管理栄養士等の専門職による新生児訪問や個別相談及び乳幼児期に実施する各種健康診査等の継続的な取り組みにより、安心できる子育て支援を実施してまいります。

GIGAスクール構想の実現についてでございます。国の学校における高速大容量のネットワーク環境の整備とともに、小中学校全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末機を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すとしたGIGAスクール構想の実現に向け、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる教育を目指すため、令和5年度の1人1台端末機の実現を目指し、新年度からタブレット等の端末機を計画的に順次整備いたします。

プログラミング教育の実施についてでございます。新年度から小学校で全面実施される新学習指導要領において、プログラミング教育が盛り込まれております。これは、プログラミングや情報機器、それらの成り立ちや適切な活用方法等について学習することも目的とされております。コンピューターに意図した処理を行うよう指示することができることを実際に体験し、また知識や技能、思考力、判断力、表現力等を学習するため、プログラミング授業の委託や教材備品の整備を行ってまいります。今後ますます複雑化していく情報化社会を生きる子どもたちにとって、プログラミング教育を学ぶ事は論理的思考力を学ぶことであり、ふだんの生活や社会に出た後も、あらゆる場面で応用できるものであります。来るべき新たな社会を生きる子どもたちにとって重要な教育と言えるプログラミング教育を推し進めてまいります。。

東京2020オリンピック聖火リレー運営事業についてでございます。50年に1度、自国で開

催されるかどうかの平和の祭典オリンピックが、今年、東京で開催されます。開催に当たり、東京2020オリンピック聖火リレーが、3月26日の福島県を皮切りに、7月24日までの間、全国47都道府県で実施され、そのうち4月12日、13日の2日間は奈良県内で開催されます。本市におきましては、4月12日日曜日に、屋敷山公園から道の駅かつらぎの区間を、8人のランナーが聖火を引き継ぐ予定となっております。

小中学校・幼稚園各所工事についてでございます。令和元年度に引き続き、児童生徒の健康維持と学習に集中できるための環境整備として、洋式化を含めたトイレ改修を計画的に、各小中学校を対象に順次実施してまいります。また、幼稚園児が安心・安全で伸び伸びと過ごすことができるよう、磐城小学校附属幼稚園の耐震対策を含む全面改築工事として、令和元年度に保育室6室、職員室1室等の1期工事を終え、新年度におきましては保育室3室、リズム室、外構工事等の2期工事を実施し、年度内の全面改築工事の完了を予定しております。さらに、熱中症対策を目的として、市内小中学校の各体育館にスポット式空調機器の設置と、機器作動に必要な電源工事を実施し、安心、快適な環境のもとで学習活動できるよう、学校、幼稚園施設の整備充実を年次計画的に進めてまいります。

学校・地域パートナーシップ事業についてでございます。学校教育の充実と地域家庭の教育力向上を図るため、市内各小中学校に地域コーディネーターを配置するとともに、PTAや学校支援ボランティアの皆様のご協力を得ながら、学習支援活動、生活安全支援活動、環境整備支援活動などを中心に、引き続き実施をしてまいります。

外国語教育の充実についてでございます。社会のグローバル化の波はますます加速し、子どもたちへの外国語教育の向上が求められている中、新学習指導要領により、新年度から小学5、6年生で外国語が教科化され、3、4年生では、外国語活動が必修化されます。令和元年度から増員した外国語指導助手、ALTを効果的に活用し、引き続き幼稚園や小中学校において幅広く外国語に親しむ機会の提供を行うとともに、子どもたちが多様な文化に対応できる力を身につけられるよう、外国語教育の充実を図ってまいります。

小学生スポーツ教室委託事業、JFAこころのプロジェクトについてでございます。JFAこころのプロジェクトは、子どもの心身の健全な成長に寄与することを目的として、日本サッカー協会が実施している事業で、サッカーや野球、バレーボール、陸上、水泳など、さまざまな分野のアスリート選手が、夢先生として小学校の教壇に立ち、フェアプレー精神や夢を持つことのすばらしさ、それに向かって努力することの大切さ、失敗や挫折に負けない心の強さを子どもたちに伝えております。引き続き、各小学校の5年生を対象として実施し、このプロジェクトの意義を踏まえ、子どもたちの健全な成長を後押ししてまいります。

幼稚園預かり保育事業の拡充についてでございます。本市の公立幼稚園では、これまで保護者の疾病や事故など、一時的に家庭での保育が困難となった児童を預かる一時預かり保育を実施してまいりましたが、核家族化や就労状況の変化等に伴う保護者のニーズ等により、子どもを預けることができる環境の確保に向け、新年度から幼稚園における預かり保育事業の拡充を図ってまいります。

学校給食事業。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安心・安全を第一に考え、

おいしく楽しい給食となるよう調理や献立を工夫し、栄養バランスのとれた魅力のある給食を提供してまいります。また、米飯給食に葛城市産ヒノヒカリを使用するほか、地元の新鮮な野菜等を積極的に取り入れながら、郷土料理の発掘と提供に努め、地域の自然文化や産業等に関する理解と、生産者の努力や食に関する感謝の念が育まれるよう、学校給食を通じて地産地消の推進と食育の推進に努めてまいります。これからも多くの子どもたちが給食を食べられるよう、アレルギーにも対応した、おいしい給食を提供してまいります。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養についてでございます。

学術、文化活動の振興です。中央公民館、當麻文化会館におきましては、教育、学術、文化向上のため、教室、講座を開催し、市民の皆様の学習活動を支援するとともに、仲間づくりなど交流の機会を提供してまいります。また、身近な地域分館などにおいて、市民の皆様が多様な学びを通して交流を深め、活動の輪を広げていただけるよう、移動講座を開催してまいります。あわせて、学習拠点でもある中央公民館におきましては、利用者の方々に安心・安全かつ快適に学んでいただけるよう、平成30年度に実施した耐震診断の結果を踏まえた令和元年度の耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を進めてまいります。

生涯学習まちづくり推進大会についてでございます。住みなれた町で生涯を自分らしく心 豊かに過ごすために、郷土の歴史や文化、生活様式を受け継ぎながら、地域ぐるみで行う新 しい時代に即したコミュニティ活動の発表の場として、引き続き生涯学習まちづくり推進大 会を開催いたします。

文化会館におけるイベントについてでございます。新庄文化会館では、幅広い世代の方々に、芸術や文化に触れていただく機会を提供することを目的として、コンサートや著名人の講演会など、さまざまな分野の催しに加え、毎年恒例の市民劇団風塾定期公演も企画しております。當麻文化会館では、夕涼みコンサート、クリスマスコンサート並びに市民劇団くすのきの定期公演を企画しております。さらに、好評をいただきましたカツラギバンドの第2回公演も企画しております。新年度も多彩な自主事業を企画し、地域の文化芸術の向上に努めてまいります。

- 3. 活力・安全~にぎわいあふれる安心なまち~についてでございます。
- (1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現についてです。

ぐるっとかつらぎ公共交通事業です。平成28年2月にコミュニティバスの運行を開始して4年が経過し、令和元年10月からはミニバスルートの一部を改編して、予約型乗合タクシーを導入いたしました。また、市民の皆様からの要望が強かった大和高田市立病院前ロータリー内への乗り入れにつきましては、大和高田市と協議を重ねながら進めてまいります。今後も地域の実態に合わせた、市民の皆様にとって、より便利で効率のよい公共交通の運行ができるよう、葛城市地域公共交通活性化協議会において、運行ルートや運用形態の見直しについて検討を重ねてまいります。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業についてでございます。尺土駅前周辺整備 事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづく りの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者 を初め、市民の皆様の円滑な移動と安全が確保できるよう、早期の事業完成を目指し、引き続き事業を推進してまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましても、市民の皆様の円滑で安全な移動を確保するため、道路拡幅工事及びJR大和新庄駅北側の架道橋拡幅工事の早期の事業完了を目指し、引き続き事業を推進してまいります。

社会資本道路改良事業についてでございます。市道葛城川東側線は、県道橿原・新庄線と 市道忍海・柳原本線を結び、本市の工業地域における人や物の流れを支えるための重要な路 線であり、当該区間の道路拡幅や歩道設置を順次進めており、新年度において全線開通の予 定でございます。早期の事業完了に向け、推進してまいります。また、新年度から、兵家・ 南今市線と県道御所・香芝線との交差点改良事業、新町・柳原線道路改良事業に着手をいた します。

橋りょう定期点検事業、道路新設改良事業についてでございます。道路橋、横断歩道橋等の定期点検義務化に伴い、平成27年度から実施しております橋りょう定期点検事業に基づき、令和元年度に橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、橋りょうの計画的な維持管理に取り組んでまいります。なお、橋りょう定期点検事業の調査により危険度が比較的高いと判定された橋りょうにつきましては、早期の修繕実施に努めてまいります。また、道路新設改良事業や道路維持事業を適切に実施することにより、市内の道路インフラを常に良好な状態に保ち、市民の皆様の安全を確保してまいります。

上下水道事業についてでございます。水道事業につきましては、引き続き原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道から100万トンの受水を行い、水質の安全対策を万全にしつつ、安定供給に努めてまいります。また、各浄水場の設備更新につきましては、水質の安全対策、安定供給を前提に、新年度において、各浄水場の老朽度調査、補修整備計画を策定して、計画的に行うとともに、管路の老朽化に伴う漏水、濁り水対策として、耐震管への布設替えを計画的に進めてまいります。あわせて、新水道ビジョンに基づき、中期、長期的な投資計画と将来の損益、収支予測を行った上で、経営基盤の強化を図り、安定した水道事業の運営に努めてまいります。なお、県域水道一体化につきましては、葛城市におけるメリットやデメリットを見きわめながら検討を進めてまいります。下水道事業につきましては、新年度から地方公営企業法の規定の全部を適用いたします。公営企業会計へ移行し、財務諸表を作成することにより、下水道事業の経営成績や財政状況を正確に把握し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に、更に的確に取り組んでまいります。また、一部地区の管渠布設工事を引き続き実施するとともに、水洗化の普及促進及び環境衛生の向上に努めてまいります。さらに、災害に強いまちづくり事業として、自然災害に備え、発電機、排水ポンプの機器の整備を行い、災害発生時の被害の軽減に努めてまいります。

(2) 産業振興による地域の稼ぐ力の向上についてでございます。

各種農業施策についてです。農業施策につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランや、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、日本型直接支払制度として、農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域 7 カ大字で、葛城山麓地域協議会として農村資源を活用し

た地域づくり事業に取り組んでいただいており、地域農業のあり方の検討を進め、地域営農の活性化と地域間相互の豊かで潤いのある生活設計を目指してまいります。加えて、葛城山麓ウォークを引き続き開催し、各大字で収穫された農産物や食品の販売などを通じて、ウォーク参加者とふれあい、今後も地域の活性化を図るとともに、各大字と相互協力しながら、新しい農産品等の地域ブランドの構築に向け、取り組んでまいります。

土地改良事業では、市単独土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業、水と農地活用促進事業を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

ゆめフェスタin葛城でございます。ゆめフェスタin葛城では、市民の皆様に交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業などの産業振興だけでなく、健康づくりの要素をあわせた催しとするなど、より魅力のある元気なまちづくりの推進を目的として、引き続き実施をしてまいります。

企業・宿泊施設誘致についてでございます。企業誘致につきましては、奈良県との連携を 更に深めながら、工業系ゾーンとして設置されている薑・新町地区において、優良企業等の 誘致、受入れを優先的に行ってまいります。また、ほかの地区につきましても、地域振興産 業の受入れを関係機関のご協力をいただきながら推進してまいります。なお、宿泊施設につ きましては、観光振興、雇用機会の創出、地域経済の活性化を図るために、積極的に誘致活 動を行ってまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等についてでございます。中小企業等の事業者にとりましては、人手不足等に対応した事業基盤を構築することが喫緊の課題となっており、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、経営の安定化を図ることで、地域経済の振興を図ってまいります。また、保証協会や金融機関から経済状況等の情報収集を行い、更なる利用者の拡大が図れるよう検討してまいります。そのほか、本市の創業者支援事業計画において特定支援事業者に位置づけられております商工会との連携も密にしながら、商工業者の支援を行ってまいります。

相撲館事業についてでございます。新年度は相撲館開館30周年を迎えるに当たり、相撲甚句全国大会の開催などの記念事業を開催いたします。また、引き続きインバウンド政策として、ほかの観光地と差別化を図ることを目指し、相撲発祥の地、葛城市として、ほかにはない独自性の高いおもてなしで誘客に努め、国内はもとより、海外にもその伝統文化を積極的に発信いたします。

近隣地域との観光施策の連携についてでございます。近隣地域との観光施策の広域連携といたしましては、近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会、相撲発祥の地である3市で構成される大和まほろば相撲連絡協議会、日本遺産を活用するため、大阪府、奈良県及び街道沿いの10市町村で構成される竹内街道・横大路(大道)活性化実行委員会、大阪府、奈良県和歌山県及び10市町村で構成されるダイヤモンドトレール活性化実行委員会などの構成自治体とともに、相乗効果が発揮されるようPR活動を行ってまいります。

竹内街道遊歩道整備事業についてでございます。1400年にわたる悠久の歴史を伝える日本 最古の官道として、日本遺産に認定されました、竹内街道・横大路(大道)周辺の活性化、 歴史空間の保全・創造を目的とした本市の魅力を幅広く発信してまいります。また、竹内街道を安全に散策していただくために、令和元年度に設置する遊歩道の周辺についても、利便性を高めるための整備を行ってまいります。

(3) 安心・安全な生活環境の整備についてでございます。

災害時電源供給車等の購入についてです。公用車の購入において、電気自動車等の低公害車や低燃費車の選定を検討し、燃料使用量及び二酸化炭素、CO2排出の削減を目指してまいります。また、災害時には、指定避難所である公共施設において、電気自動車等の蓄電池を非常用電源として使用できる体制を構築してまいります。

消防団分団の屯所建替え事業についてでございます。消防団は、非常備消防としての消防活動だけではなく、災害時の支援復旧活動等を担う組織として、現在6分団を編成しております。その分団の活動拠点として6カ所の屯所がありますが、そのうち昭和57年以前の旧耐震基準に基づく建築物4カ所及び老朽化が激しい昭和62年建築の屯所1カ所について、新耐震基準に基づく防災拠点施設として整備を図ってまいります。

耐震性緊急貯水槽の整備事業についてでございます。地震等の災害時における給水拠点として、主に南西部の各配水池には緊急遮断弁による貯留機能がございますが、北部及び南東部の各水系の末端部には緊急時の貯留機能がございません。地震等の災害時における給水拠点を指定避難所等に設ける必要があるため、引き続き耐震性緊急貯水槽の設置を行ってまいります。

自主防災組織等の強化でございます。各大字の自主防災組織と連携強化を図るとともに、 地域防災力の充実強化のため、自然災害等発生時に地域における防災リーダーとして活躍し ていただく防災士に対する支援を引き続き行ってまいります。災害発生時には、自主防災組 織、消防団、奈良県広域消防組合、災害対策本部が一体となって、被害の軽減に努めてまい ります。

災害・火災等発生に対する備えについてでございます。葛城市地域防災計画に基づき、市 民の皆様の生命や財産を災害から守るとともに、減災の観点から、関係機関との適切な役割 分担や相互の連携協力が迅速に実現できるよう、訓練等を通じて確認を行ってまいります。

次に、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す既存木造住宅耐震診断助成事業、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業を引き続き実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指してまいります。さらに、全世帯対象に配布されている防災行政無線戸別受信機を通じて、市民の皆様に防災情報を確実にお伝えするとともに、火災発生時に迅速な消火活動ができるよう、消火栓の設置につきましても、葛城消防署や各大字と協議しながら、計画的に進めてまいります。

体育施設の整備事業についてでございます。昭和54年建築の葛城市民体育館は、平成29年 度実施の耐震診断の結果、耐震性を満たしていないことが判明したため、新年度に耐震補強 工事を実施いたします。耐震改修を行うことにより、指定避難所としての安全性を確保する ことができ、また日常の利用者の安全確保とともに、トイレ、シャワーなど一部施設の改修 による利便性の向上も図り、市民の体力づくりをサポートしてまいります。 ため池による治水対策でございます。近年の異常気象による集中豪雨や住宅開発等により、 大規模な浸水被害が発生する危険性が高まっております。この大規模水害に備えた減災対策 の一環として、ため池を利用した治水対策に引き続き取り組んでまいります。

農村地域防災減災事業についてでございます。老朽化に伴う機能低下により、災害時に倒壊の恐れが生じている農業水利施設につきまして、被害発生を未然に防止するため、計画的に工事、調査、解析を進めてまいります。新年度におきましては、引き続きため池に関する防災減災事業として、ハザードマップ作成及び耐震性調査の実施や、浸水想定地域の解析業務の一つである堤体の構造計算を行ってまいります。

感震ブレーカーの補助事業についてでございます。過去に発生した大地震における火災では、電気関係による火災が過半数を占めたという実情を踏まえ、電気火災の防止に有効な感震ブレーカーの普及啓発を図るため、感震ブレーカーを設置する世帯に対して費用の一部を補助する制度を平成30年度から実施しており、引き続き感震ブレーカーの設置について、普及啓発を進めてまいります。

建築物耐震改修促進事業についてでございます。自然災害及び老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止及び道路等の安全確保のため、ブロック塀等の撤去や改修費用に対する補助制度を令和元年度から実施しており、引き続き今後発生が予測される大地震による被害の軽減を目指し、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

自動車急発進等抑制装置の補助事業についてでございます。高齢運転者の誤操作による痛ましい事故を受け、誤操作を減少させるため、後付け急発進等抑制装置の設置費用に対する補助制度を創設することにより、交通事故防止と事故時の被害軽減を目指してまいります。

児童の登下校等に伴う安全の確保についてでございます。児童の登下校等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交通対策協議会等の皆様による交通安全意識の啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故多発地点等の危険箇所につきましては、啓発看板の設置や交通指導員等による定期的な巡回を行い、道路の安心・安全に努めてまいります。

消費生活相談事業についてでございます。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口を御所市との広域連携により引き続き実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進し、消費者の自主解決力の強化を図り、消費者の安心・安全を醸成できるよう、継続的に事業を推進してまいります。

4. その他でございます。

友好自治体交流事業についてです。国内友好自治体としての交流につきましては、合併前に旧新庄町と提携を結んでおりました岡山県新庄村と、令和2年1月に包括的連携に関する協定を締結いたしました。今後も、旧新庄町、旧當麻町がそれぞれ提携を結んでおりました山形県新庄市、北海道当麻町との間で、新たな交流事業のあり方について調整を行い、それぞれのニーズに合った形で提携を結び直し、交流と友好を深めてまいりたいと考えております。

国際交流事業についてでございます。市全体として国際感覚を持ち、異文化を理解した上でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であるとの認識のもと、東アジア地方政府会合への参加や、本市への訪日教育旅行の受入れなどを通じて、外国団体との交流を築くとともに、2025年、大阪・関西万博の開催を見据え、国際交流活動の推進や観光インバウンドの促進などを進めていくための国際交流員、CIR派遣の受入れを行ってまいりました。今後も引き続き、既にアプローチした団体との交流を推進しつつ、新たな団体とも交流の可能性を模索してまいります。

職員研修の実施についてでございます。市役所は市民の役に立つところでございます。市 民の皆様から信頼され、安心して職務を任せていただけるよう、職員全員が一丸となって平 成30年度から取り組んでおります接遇マナー研修並びにコンプライアンス研修を、引き続き 全職員を対象に実施してまいります。

地方創生関係事業についてでございます。県内企業等の人材不足の解消及び地域課題の解決並びに市内への移住定住の促進を図るため、奈良県と共同して、東京圏から市内に移住し、 県内で就業、または起業する方に対し、移住支援金の支給を行ってまいります。

公共施設の再配置検討でございます。葛城市の公共施設の多くは高度経済成長期に整備され、今後、老朽化が進んだ施設の改修や更新には多大な財政負担を伴うことから、関連施設の役割分担を再確認し、施設のあり方の検討や安全確保の推進、または民間企業との連携やノウハウの活用なども含めた効率的な公共施設の再配置を検討してまいります。

個人番号カード交付円滑化事業についてでございます。国は、安全・安心で利便性の高い デジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの市民の方が マイナンバーカードを保有していることを目標としております。本市におきましても、市民 の皆様の利便性向上のため、マイナンバーカード交付円滑化計画に沿って、カードの普及に 努めてまいります。具体的には、市民の皆様が容易に申請や受け取りができるよう、月1回 の休日開庁を初め、多様な交付申請方法、交付時来庁方式、申請時来庁方式、出張申請受付、 申請サポート等を引き続き実施するサポート体制を整え、積極的に交付申請を勧奨してまい ります。

市政検討委員会の設置についてでございます。平成28年度に設置した市政検討委員会では、 市政全般について、事業の分析、検証、精査を経て、問題点を提起していただいておりまし た。新年度も従来同様にお取り組みいただき、今後の市政運営の指針とさせていただきます。 また、地方創生関係交付金事業につきましては、同委員会による効果測定、評価を行ってい ただき、行政経営の見直しを図りながら、事業を進めてまいります。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要を ご説明申し上げました。厳しい財政状況の中で、皆様のご意見を伺いながら、知恵を絞り、 創意工夫を凝らし、前例に縛られない徹底した歳出の見直し及び歳入の確保に取り組んでま いります。また、市民の皆様から信頼される市政運営を目指すため、研修などの取り組みを 通して、職員一人一人の仕事に対する姿勢、意識改革、能力の向上を図ってまいります。

最後に、議員の皆様を初め、市民の皆様のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施

策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げまして、新年度の施政方針とさせてい ただきます。

下村議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後1時30分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。 本件につき、報告を求めます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。葛城市土地開発公社の理事長を兼ねておりますので、報第 1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてにつきましては、私からご説明をさせ ていただきます。

こちらの資料でご説明をいたします。

まず初めに、1ページでございます。第1条、令和2年度葛城市土地開発公社の予算は次に定めるところによるとなっており、第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が3,614万円、収益的支出は3,576万2,000円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が5,000万円、資本的支出が8,564万4,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額であります3,564万4,000円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとしております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、予算の詳細につきましてのご説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。令和2年度葛城市土地開発公社事業計画書でございます。まず1つ目といたしまして、取得事業明細でございます。公有地の取得事業費といたしましては、5,000万円を枠取りとして、取得事業費の合計が5,000万円でございます。次に2つ目といたしまして、売却事業明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業といたしまして、公有地売却原価が土地2筆、488.78平方メートル、3,566万2,000円、公有地売却収益といたしまして3,601万9,000円でございます。

次に、5ページでございます。資金計画の方でございます。まず、受入資金でございますが、前年度繰越金が1,411万7,000円、公有地取得事業収益が3,601万9,000円、事業外収益が12万1,000円、借入金が5,000万円の合計1億25万7,000円でございます。一方、支払資金といたしまして、公有地取得事業費が5,389万3,000円、一般管理費が10万円、借入金償還金が3,500万円、合計8,899万3,000円で、受入資金と支払資金の差し引き額は1,126万4,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。令和2年4月1日から翌年3月31日までの予定の損

益計算書でございます。1番目の事業収益といたしましては、公有地取得事業収益が3,601万9,000円、2番目の事業原価といたしましては、公有地取得事業原価が3,566万2,000円、差引事業総収益といたしましては35万7,000円でございます。3番目の一般管理費といたしましては10万円で、事業損失は10万円でございます。4番目の事業外収益といたしましては、受取利息が1,000円、雑収益が12万円、事業外収益合計が12万1,000円でございます。事業総収益35万7,000円に、事業外収益12万1,000円を加え、事業損失10万円を差し引きました経常利益は37万8,000円で、当期純利益といたしましても同額の37万8,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。こちらは、令和3年3月31日の予定の貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が1,126万4,000円、代行用地が4億87万6,000円、流動資産合計4億1,214万円、資産合計も同額の4億1,214万円でございます。負債の部といたしまして、流動負債の未払金が0円、固定負債の借入金が2億8,700万円、負債合計2億8,700万円でございます。資本の部といたしまして、資本金の基本財産が500万円で、資本金合計は500万円でございます。次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が1億1,976万2,000円、当期純利益37万8,000円、準備金合計1億2,014万円、資本合計1億2,514万円でございます。負債資本合計4億1,214万円となりまして、資産合計と同額でございます。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額でありますが、附属書類の予算 説明書をもってご説明を申し上げます。8ページでございます。初めに、収入の部でござい ますが、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が3,601万9,000円、事業外 収益の受取利息といたしまして1,000円、雑収益といたしまして12万円、収入合計で3,614万 円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。支出の部でございます。事業原価といたしまして、代行用地売却原価が3,566万2,000円、一般管理費の経費といたしまして、需用費として5万円、負担金として2万5,000円、公租公課として2万5,000円で、経費の合計が10万円、支出合計が3,576万2,000円でございます。

次に、10ページの資本的収入及び支出の予算の説明でございます。収入の部といたしまして、借入金で5,000万円でございます。次に、11ページの支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が5,064万4,000円、借入金償還額が3,500万円で、支出合計8,564万4,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第5、議第1号から日程第14、議第10号までの条例の制定及び一部改正10議案 を一括議題といたします。 本10議案につき、提案理由の説明を求めます。 阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第1号から議第10号までの10議案につきまして、一括して提 案理由を申し上げます。

最初に、議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、臨時非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保等のため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市において適正な任用等を確保するとともに、会計年度任用職員の任用等に係る整備を図るため、葛城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例のほか、関係する12条例を一括して改正する本整備条例を制定するものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第2号、葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについてでございます。本案につきましては、ごみの減量化及び資源化の推進を図ることを目的とし、笛堂277番地1に葛城市リサイクルプラザを設置するため、本条例を制定するものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第3号、葛城市景観条例を制定することについてでございます。

本市では、景観を大切にするまちづくりに取り組むため、平成30年度から葛城市景観計画の策定に向けた準備を進めております。現在、本市の景観に係る規制につきましては、奈良県景観計画における一般区域としての規制が行われているため、市全体が一律の規制内容となっております。今後、本市の地域特性を生かすためのルールを定めるためには、奈良県から景観計画事務の権限移譲を受け、景観行政団体へ移行する必要があるため、本条例を制定するものでございます。施行期日は令和2年5月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについてで ございます。

本案につきましては、本市の区域において、奈良県が施行する急傾斜地崩壊対策事業について、地方財政法第27条第1項に基づき、本市が負担することになる経費に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、当該事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することに関して、必要な事項等を定めるため、本条例を制定するものでございます。なお、分担金の額につきましては、各年度ごとに本市が負担することとなる経費から、事務費を除く全額とするものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う国の事務処理要領の改正により、成年被後見人等の一律の権利制限を見直し、これまで印鑑登録を受けることができないとされていた成年被後見人からの印鑑登録の申請について、法定代理人の同行等により受け付けることができるように、改正を行うものでございます。また、後見開始により印鑑登録を抹消した者に対し、抹消した旨を通知する改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第6号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の公布による地方自治法の改正において、新たに普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の条が追加されることに伴い、本条例で引用している職員の賠償責任の条が繰り下げられるため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。 本案につきましては、奈良県に納付する令和2年度の国民健康保険事業費納付金が決定されたことに伴い、国民健康保険税を納付金に見合う額に税率改正をするものでございます。 施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、職員の基準等について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されることにより、本条例の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、厚生労働省より、みなし支援員に係る経過措置については令和2年3月31日に終了することとなっておりますが、本市においては、今後もふえ続けるニーズに対応するため、当分の間、経過措置を延長するものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、法定利率が引き下げられ、3年ごとに利率を見直すことになり、関係法律において規定している利率について、民法に規定する法定利率を引用する整備が行われました。これにより、本条例においても利率を規定している点において、法定利率を引用する改正を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

最後に、議第10号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の公布による地方自治法の改正において、新たに普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の条が追加されたことに伴い、本条例で引用している職員の賠償責任の条が繰り下げられるため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号、議第3号、議第4号、議第6号、議第9号の5 議案については総務建設常任委員会に、議第2号、議第5号、議第7号、議第8号、議第10 号の5議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。 次に、日程第15、議第11号、権利の放棄についてを議題といたします。 本案につき、提案理由の説明を求めます。 阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第11号、権利の放棄につきまして、提案理由を申し上げます。本案につきましては、昭和57年11月9日に貸付けを行った住宅新築資金等貸付金について、借受人及び連帯保証人が死亡し、相続人も不存在のため、令和元年11月26日に開催された奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能債権と判定されたことを受けて、この債権を放棄するものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第11号議案については総務建設常任委員会に付託し、審 査願います。

次に、日程第16、議第12号から日程第21、議第17号までの令和元年度補正予算6議案と日程第22、議第18号から日程第31、議第27号までの令和2年度当初予算10議案の予算関係16議案を一括議題といたします。

本16議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第12号から議第27号までの16議案につきまして、一括して提 案理由を申し上げます。

最初に、議第12号、令和元年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,778万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億204万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、令和元年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、または国の補正予算に伴い、農林商工費では、ため池浸水想定地域解析事業、土木費では、橋りょう補修事業、流域対策施設整備事業、教育費では、小中学校におけるGIGAスクール構想、校内通信ネットワーク整備事業、磐城小学校附属幼稚園整備事業など、その他事業費等の確定に伴う補正を行うものでございます。また、第2条、継続費補正といたしましては、磐城小学校附属幼稚園改築事業、第3条、繰越明許費補正といたしましては、民生費では、新庄小学校区学童保育所整備事業、農林商工費では、市単独土地改良事業を含む7事業、土木費では、道路新設改良事業を含む8事業、消防費では、防災マップ整備事業、教育費では、GIGAスクール構想、小学校校内通信ネットワーク整備事業を含む3事業、合わせて20事業をお願いするものでございます。第4条では、地方債補正をお願いするものでございます。

次に、議第13号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決につ

いてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,328万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,633万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、令和元年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額でございます。

次に、議第14号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,329万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,699万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、令和元年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額でございます。

次に、議第15号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決について でございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,808万2,000円とするものでございます。 補正内容につきましては、墓地返還申出者の増加によります墓地使用料返還金の追加でございます。

次に、議第16号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議 決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,806万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による追加でございます。

次に、議第17号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてでご ざいます。

本案につきましては、水道事業費用で1,430万円を追加いたしまして、水道事業費の費用の総額を6億9,605万6,000円とするものでございます。補正内容につきましては、3月から5月にかけての少雨により、例年に比べ原水が確保できなかったことから、県営水道受水費の追加を行うものでございます。

次に、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の 総額は167億8,800万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと12億4,857万 8,000円、率にして8.0%の増となっております。

主な事業といたしましては、「住みたいと思うまち 住んでよかったと思えるまちづくり」の実現に向けて、公共施設再配置検討事業、移住・就業・起業支援事業、新庄小学校区学童保育所整備事業、二酸化炭素排出抑制対策事業、市道新町・柳原線改良事業、GIGAスクール構想事業、プログラミング教育事業、中央公民館耐震事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費の構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費

が47.8%、普通建設事業費などの投資的経費が19.8%、物件費、繰出金などその他が32.4% となっております。

歳入につきましては、市税では41億8,901万7,000円で、前年度比1.6%の増、地方交付税 では44億4,000万円で、前年度比7.7%の増を見込んでおります。

また、繰入金といたしまして8億8,156万1,000円を計上いたしております。

第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務補償限度額を35億円と 定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、財産管理事業ほか15事業の起債の限度額を19億730万円 と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を35億円と定めるものでございます。 第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが できる範囲を定めるものでございます。

次に、議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は37億8,000万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと400万円、率にいたしますと0.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億6,996万3,000円、国民健康保険事業費納付金で9億2,812万2,000円、特定健康診査等を含め保健事業費として4,608万1,000円となっておりまして、これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を事業勘定、1億円と定める ものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、 保険事業勘定では、予算の総額は30億9,620万円でございまして、前年度当初予算額と比較 いたしますと1億3,460万円、率にして4.5%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で28億6,201万4,000円、地域支援事業費で 1億8,345万円となっておりまして、これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支 払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,800万円でございまして、前年度当初 予算額と比較いたしますと200万円、率にして7.7%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で2,638万2,000円となっておりまして、 財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を保険事業勘定、7,000万円と定めるものでございまして、第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第21号、令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、

予算の総額は3億7,670万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと1,500万円、率にして4.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理配送等業務委託料で1億247万6,000円、給食材料費で2億643万4,000円となっておりまして、これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第22号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてで ございますが、予算の総額は33万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと 1万円、率にして3.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で7万4,000円、一般会計繰出金で19万3,000円となっておりまして、これらの財源には貸付金回収管理組合配分金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第23号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、 予算の総額は2,340万円でございまして、令和2年度も墓地の公募を予定しております。前 年度当初予算額と比較いたしますと710万円、率にして43.6%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、緑化植栽等管理委託料で189万7,000円、墓地返還に伴う使用料返還金として653万4,000円、積立金で1,378万3,000円となっておりまして、これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第24号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について でございますが、予算の総額は1,770万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたし ますと100万円、率にして5.3%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で683万3,000円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっておりまして、これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第25号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億9,810万円でございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと4,050万円、率にして8.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で4億9,347万7,000円 となっておりまして、財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおり ます。

次に、議第26号、令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和2年度の業務の予定量といたしましては、給水戸数が1万4,818戸、年間配水量は457万

3,000立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入は7億9,877万4,000円、収益的支出は6億9,056万6,000円でございまして、支出の主なものといたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億9,228万4,000円、総係費で8,430万3,000円、減価償却費で2億3,490万円となっております。

第4条の資本的収入は8,236万6,000円、資本的支出は3億8,585万8,000円でございまして、 不足する額の3億349万2,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

また、第5条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を含め、第6条では棚卸資産の購入限度額を667万1,000円と定めるものでございます。

最後に、議第27号、令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、 令和2年度の業務の予定量といたしまして、水洗化人口は3万4,255人、年間有収水量は362 万5,000立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入は12億8,487万8,000円、収益的支出は12億3,074万2,000円でございまして、支出といたしましては、営業費用で10億4,910万8,000円、営業外費用で1億7,139万6,000円、特別損失で1,023万8,000円となっております。

第4条の資本的収入は4億8,358万3,000円、資本的支出は9億3,465万7,000円でございまして、不足する額4億5,107万4,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

第4条の2の特例的収入及び支出では、法適用移行前に発生した未収金及び未払金の金額をそれぞれ7,300万円及び5,760万円と定めるものでございます。

第5条の企業債は、公共下水道事業債等の限度額を総額3億6,420万円と定めるものでございます。

第6条では一時借入金の限度額を7億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額 を流用することができる範囲を定めるものでございます。

第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では他会計からの補助金の金額を、第10条では利益剰余金の処分について定めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本16議案については一括質疑といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時08分

再 開 午後4時20分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、予算特別委員会の委員構成について協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会を開催し、予算特別委員会の委員構成に ついて協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

予算特別委員会の定数は9名とし、委員につきましては、昨年の役員改選後に選出されました12月定例会の予算特別委員会のメンバーを中心に、委員構成の検討を行って、選出することに決定いたしました。

以上、簡単でございますが、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしく お願いを申し上げます。

下村議長 ここでお諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、議第12号から議第27号までの16議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号から議第27号までの16議案につきましては、9 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定 いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項 の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中 に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、岡本吉司君、同じく副委員長、松林謙司君、以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、9日、10日、26日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、11日午前9時30分から総務建設常任委員会、12日午前9時30分から厚生文教常任委員会、また13日、18日、19日は午後1時から、17日、23日は午前9時30分からそれぞれ予算特別委員会、そして25日午後1時30分からは旧町時代における未処理金調査特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。 本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時24分